

農地転用許可申請書の記載例(第4条)

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

知事名を記入
4haを超える農地転用の場合は

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

平成 年 月 日

申請日を記入

申請人が法人等の場合は、次のように記入する
(例1)法人の場合
株式会社〇〇建設
代表取締役〇〇〇〇 印(法人代表印)
(例2)親権者(法定代理人)の場合

申請人

指宿太郎 印

記名, 押印

下記により農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

土地全部事項証明書によ

1 申請者の住所及び職業	住 所		職 業								
	指宿市〇〇〇〇123番地4		会社員								
2 許可を受けようとする土地の所在、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況	面積 (㎡)	利用状況	10a当たり普通収穫高	耕作者氏名	市街化区域・市街化調整区域その他の区域の別、及びその他参考となるべき事項
	指宿市	×××	△△△	223番1	畑	畑	357	普通畑	甘藷 2,000kg	法定小作人無し	
	指宿市	×××	△△△	223番2	畑	畑	257のうち20	不耕作	甘藷 2,000kg	法定小作人無し	
			以	下				余		白	
計							377 ㎡	(田 ㎡、畑 377 ㎡)			

不耕作、荒地などと記入しない。あくまでも農地であるかどうかを判断することから、田又は畑と記

1筆のうち一部を転用する場合、実測図等を添付する。

当てはまる番号に○印をつける。「4その他」の場合、転用の目的を具体的に記入する。
〔例〕建売住宅、店舗兼住宅、資材置場、牛舎、病院、工場、墓地

工期を必ず明記すること。

山林転用の場合は、次の例のように記入。(例)

工事計画	名称	棟数
植林	杉	500本

転用事業に係る全体の資金について漏れなく記入する。
300万円を超える場合は、資金の調達が**確実であることを証する書面を必ず添付する。**(融資証明、残高証明

転用に当たって他の法令等の許可が必要である場合、その手続状況等を記入する。
〔例〕都市計画法第29条の開発許可申請済
農用地区域からの除外申出済
農家住宅の場合は、農家経営面積を記

3 転用計画	(1) 転用の目的	(2) 転用事由の詳細
	① 一般住宅 ② 農家住宅 ③ 山林 ④ その他 (車庫兼倉庫)	新たに自己の居住する住宅を建築するため。
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	平成 年 月 から 年間 許可後永年

住所が土地全部事項証明書記載の住所と異なる場合は、全部事項証明書記載の住所から現在の住所までの移動の経過が確認できる書類(戸籍の附表等)添

利用状況が不耕作であっても、工作了らした場合にどの位の収穫高があ

耕作者氏名欄は必ず記入し、小作人がいる場合はその同意があったことを証する書面を添付すること。
特に休耕地、荒地等の場合であって

荒地や放棄地となっている場合は、不耕作と記載。

農地転用を行うに至った事由やその必要性について具体的に記入す

申請に係る事業の全体面積を記入。
例えば左図のように山林
山林 1筆と畑2筆の合計3筆を
畑 住宅敷地とする場合、3筆
畑 の合計面積を記入する。
また、7欄のその他参考となる事項にその旨を記入する。

資金の調達方法を具体的に記入する。
また、収入と支出の金額を合せること。

具体的にどのような被害防除策を講ずるのかを記入する。

(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工H22年1月からH22年4月)		第2期(着工 年 月 から 年月)		合 計		
		名称	棟数	㎡	㎡	棟数	㎡	㎡
土地造成								
	建築物	一般住宅	1	88.61		1	88.61	
	工作物	車庫兼倉庫	1	20.5		1	20.5	
	計		2	109.11		2	109.11	477

4 資金調達計画	土地取得費 2,700,000円 造成費 350,000円 建築費 12,500,000円	計15,550,000円	住宅金融公庫 11,000,000円 自己資金 4,550,000円	計15,550,000円
----------	---	--------------	---------------------------------------	--------------

5 転用することによって生ずる付近の土地作物、家畜等の被害の防除施設の概要
土地造成は整地のみで、汚水・生活排水は合併浄化槽により処理し側溝へ排水するほか、敷地内に擁壁や排水路を設置することにより雨水等が隣接農地に流出しないように措置を講ずる。建築物は、平屋建てにし、隣接農地から2.5m離して建築し、周辺農地に対する日照通風等に特別な影響を及ぼさないように措置する。

6 その他参考となる事項
隣接する山林(△△△224-5、面積100㎡)と一体のものとして利用する。